

STEP 6 注意事項（必ずご利用の前にお読みください）

◆ 利用時間

- (1) 準備及び原状回復(展示ホールにあつては清掃も含む)に係る作業は、利用時間内に終えてください(条例別表(第4条関係)備考第1号)。なお、開錠立会い又は鍵渡しは、利用時間の開始10分前から(前延長の場合は午前8時から)行います。
- (2) 利用時間の延長は、窓口受付時間(表1)内に申請し利用料金を事前納付することが必要です。(延長は大・小展示ホールのみ。当日の後延長はやむを得ない場合に限る)
- (3) 利用時間内に施錠立会い又は鍵の返却がない場合は、利用時間を超過して利用したものとみなします。利用時間内に展示ホールの片付け・清掃が終了していない場合も同様とします。これらの場合、超過時間に応じた利用料金が発生します。
- (4) 事前の申請を行わずに利用時間を超過して利用した場合、以後の利用の承認を行わないことがあります。
- (5) 連続する時間区分を利用する場合、中間の時間を利用できます(条例別表(第4条関係)備考第6号)。この場合、中間の時間の利用に係る利用料金は不要です。

◆ 禁止行為

次に該当する行為は禁止します。

- ① 利用の権利の一部又は全部を、譲渡し又は転貸すること(条例第8条)。
- ② 公序良俗に反する行為。
- ③ 他の人の迷惑となる行為(騒音・振動、高熱、臭気、強い匂い、ばい煙等を発するものを含む)。
- ④ 大きな音や振動が発生する楽器・音響機器の使用。
- ⑤ 共用部分にポスター・チラシ・案内サイン・広告物などを掲示すること。
- ⑥ 共用部分でチラシなどを配布すること。
- ⑦ 共用部分で物品の販売宣伝などの営利行為及び勧誘行為を行うこと。
- ⑧ 施設の壁・天井等に画びょうや接着テープ等を使用すること。
- ⑨ 付帯設備・備品の本来の目的以外の利用及び所定外の場所への移動。
- ⑩ 定員を超えて利用すること。
- ⑪ 動物の持込み(補助犬・展示を承認された生体を除く)。
- ⑫ 火気・危険物(発火・引火しやすいもの)の使用(ただし、蒲田消防署の許可がある場合は除く)。
- ⑬ スモークマシンなど、煙を発生する行為。
- ⑭ 敷地内における喫煙。
- ⑮ 指定場所以外での飲食・展示・販売。
- ⑯ 予約センター等プラザにおける荷物の受取り及び発送。
- ⑰ ごみを施設内に捨てること(共用部分のごみ箱に捨てることも含む)。ただし、有料ごみ回収の場合は除く。
- ⑱ 屋外荷さばき場(大展示ホール前及び北側通路)における駐車車両のアイドリング(健康診断レントゲン車等のアイドリングも含む)。

STEP 6 注意事項（必ずご利用の前にお読みください）

- ⑲ 車高3.2m、車長7.6mいずれかを超える車両を地下駐車場に入場させること。
- ⑳ 搬入出及び来場者の送迎などのため、プラザの屋外荷さばき場(大展示ホール利用者のみ利用可)・駐車場以外の場所(公道など敷地外も含む)に駐車すること。
- ㉑ その他管理上支障となる行為(たとえばホールにおいてヘリウムガス風船を使用することなど)。

◆ 損害賠償・免責事項

- (1) 施設等を利用した催事(準備・撤去を含む)に起因して、施設等及び在館者、利用者、関係業者、出展者、来場者などに損害が発生した場合は、利用者がその損害賠償の責任を負うものとします。
- (2) 利用者が、条例、規則、本利用案内、その他予約センター及び指定管理者との協議事項等に違反し、(1)と同様損害が発生した場合も、利用者がその損害賠償の責任を負うものとします。
- (3) 施設等の利用に伴い、人身事故及び展示品・貴重品その他物品の盗難・破損事故等が生じた場合、施設等の管理に重大な瑕疵がない限り、その損害賠償責任は利用者が負うものとします。

◆ 展示ホール等の利用に関する遵守事項

- (1) 展示ホールを利用する場合は、「遵守事項」を遵守してください。
- (2) (1)はコンベンションホール、会議室、和室の利用者が、台車等による搬入出、設営・装飾、仮設電気・配管工事その他特別な設備を設置する場合に準用します。

STEP 6 注意事項（必ずご利用の前にお読みください）

遵守事項(共通)

作業	項目	遵守事項
搬入 搬出	共通	① 関係法令(労働安全衛生法、消防法、電気事業法など)を遵守し、有資格者が作業を行うこと。 ※転倒、転落、物体の飛来、感電により事故の恐れがある箇所・作業においては必ずヘルメットを装着すること。 ※高所作業(原則2m以上)を行う場合は、必ずフルハーネス型墜落制止用器具を着用すること。 なおランヤード(命綱)を掛ける箇所の使用や仮設をする場合は、予約センターとの事前打合せで必ず申し出を行い、許諾を得ること。(作業に必要な安全器具は全て利用者が用意すること) ② 作業前に、予約センターと事前に打合せを行うこと。 ③ 十分に養生を行い、床面・壁面などを毀損、汚損、水濡れしないよう注意する。 ④ 緊急時の活動に障害にならないようにする。 ⑤ 消火器設置の場合、場所を明示するとともに予約センターに配置図を提出する。 ⑥ 水溶性の糊やペンキなどが付着した用具の洗浄は行わない。 ⑦ ごみや切残しなどは利用者が処分する。 ⑧ 承認された動物生体の品評会等を行う場合次の事項を遵守すること。 ・会場内でもケージ等から出さない。 ・吠えるなどした場合は、直ちに展示を中止し、プラザから搬出する。 ・体毛やふん尿、汚物、悪臭等の事前・事後の対策を行う。 ・利用最終日は、体毛等が残らないように、専門業者による清掃を行った後、消毒・消臭等も行う。
	共通	作業中は誘導員を配置し、安全確保に努める。
	大展示 ホール	① 国道側(高さ4.2m、幅5.7m)総重量20t以下のタイヤ式車両のみ進入可。 ② クレーン車両：(a)構造躯体・内装を損傷しないこと。 (b)アウトリガーをピットの蓋にかけないこと。
	小展示 ホール 他	・地階から荷物用(小展示ホール以外は人荷用)エレベーターを利用。 ・地下駐車場へは、車高3.2m以内、車長7.6m以内の車両のみ入場可。

STEP 6 注意事項（必ずご利用の前にお読みください）

遵守事項(設営・装飾)

作業	項目	遵守事項
設営 装飾	共通 項目	什器やパネル等を設置及び撤去する場合は ① 周囲の安全の確保すること ② 手袋やヘルメットを着用のうえ必ず2人以上で作業すること ③ それぞれの備品に関する使用上の注意事項を厳守すること
	避難 通路	① 大展示ホールは、非常口に直結させた幅2m以上の主要避難通路、1.2m以上の補助避難通路を確保。 ② 小展示ホールは、非常口に直結させた幅1.6m以上の避難通路を確保。 ③ 非常口や避難通路に支障となるものは置かない。 什器やパネル等を設置する場合は、蒲田消防署の指示に従う。 ④ 通路は行き止まり(袋小路)を作らない。
	禁止 事項	以下の行為は禁止する。 ① 可燃性の装飾用材料の使用(不燃性・準不燃性又は防災物品・防災製品(公財)日本防災協会認定品)のみ使用可)。 ② 防火・防災設備(消火栓、消火器、火災報知設備、誘導標識、排煙スイッチ等)の周辺及び点検口・点検扉(空調・電気設備用等)付近に物を置くこと。 ③ 煙感知器の感知やスプリンクラーの散水障害となる物の設置 ④ 施設の壁面・天井面・床面(ブラインド・暗幕・カーテンレール・扉・ガラス面・備品等を含む)に次の作業を行うこと。 ・接着剤、粘着テープ(養生テープ含)の使用 ・釘、鋏打ち ・ペンキ等の塗布・針金、ひも等の巻付け ・床面ホールインアンカー設置 ⑤ 施設管理上支障となる騒音・振動・臭気・煙などを発生する資機材運搬又は設営工事

遵守事項(配管工事)

作業	項目	遵守事項
配管 工事	共通	① 開催期間中は随時安全点検を行う(特に配管接続部)。 ② 床上配管はU字型鉄板等で保護する。段差解消措置も講じる。
	給排水 設備	① 水漏れ事故に備えた養生を必ず行う。 ② 排水溝には水以外は流さない(油や野菜くずなどは禁止)。 ③ ワンタッチ接続型水栓(φ20mm)・排水溝(φ65mm):大展示ホール各25か所、小展示ホール各15か所
	圧縮 空気 (大展示 ホール)	① 大展示ホールで圧縮空気を使用する場合は、地下階のコンプレッサー室に仮設コンプレッサー(利用者手配)を持込み、設置・仮設配管工事を行う(プラザにはコンプレッサー設備はない)。 ② ①の仮設コンプレッサー・仮設工事は次のとおりとする。 a 電力37kw以下の電動式 b アフタークーラーを設置し、専用の引込管に接続する c 大展示ホール内の各器具の直近にバルブを取付ける ③ 大展示ホール内に、取出設備(エアピット)は8か所ある。

STEP 6 注意事項（必ずご利用の前にお読みください）

遵守事項(電気工事)

作業	項目	遵守事項
電気 工事	共通	① 配線図は利用日の10日前までに予約センターに提出する。 ② 終日通電する機器がある場合、位置・機器名・仕様・理由などを明記した図面を予約センターに事前に提出する。
	管理	① プラザの配電盤の二次側以降の電気工事については、関係者の工事も含めすべて作業内容を把握し、責任を持って管理する。 ② 送電中は必ず会場内に施工者又は保安要員を常駐させ、安全の確保を行う。
	仮設 分電盤	① 動力・電灯共、会場内に仮設の分電盤を設置する。 ② 分電盤の主開閉器は漏電ブレーカーとし、分電盤に電線を接続する場合は、ターミナル又はキャップを使用する。 ③ 仮設分電盤の主開閉器の入・切は、利用者が毎日行う。
	仮設 配線	① 配線の太さは負荷に適合したものを使用する。 ② 電線の接続は圧着端子を使用する。 ③ 屋内幹線は、ピット等に沿って配線する。 ④ コンセントは露出型、スイッチはカバー付ナイススイッチ又はノンヒューズブレーカーとする。 ⑤ 熱を発する機器(白熱電球、抵抗器など)は、可燃材に近接しないように配置する。 ⑥ 配線くず等の清掃(特にピット内・配電盤内)を行う。 ⑦ 床上配線は、モール等で保護する。段差解消措置も講じる。
	工事 完了	工事完了後、通電前に①②を行う。 ① 自主検査を行い、検査結果を予約センターに報告する。 ② 会場内に、これから通電する旨アナウンスする。
	電力 供給 の停止	次の場合は、電力の全部又は一部の供給を停止する。 ① 届出や承諾なく電気機器を使用したとき ② 電力供給を継続することにより、危険な事態の発生が予測されるとき ③ 電気の使用により、その周囲に危害又は迷惑が及ぶとき ④ 承認電力量を超えて使用したとき ⑤ その他指定管理者が電力供給を停止する必要があると認めたとき